

東京地方裁判所検事正殿

日本無線電信電話製造株式會社  
労働争議解決ニ関スル件 (第六報)

客月廿一日ヨリ退職手当問題ニ関シ紛糾セル  
首題労働争議ハ既報ノ通り労資間ノ意見  
合致スルニ至ラス共ニ所轄警察署長ノ仲裁  
ヲ求メツ、ヤリタルカ所轄署長ニ於テモ放任セ  
ハ益々悪化ノ勢アルヲ認め機ノ熟スルヲ待テ  
居タルガ遂ニ昨日両者ニ對シ互譲協定速力ニ  
解決セシムベキ様懇通スル処アリタルヲ以テ今日  
會社ニ於テ加納、小島、西重役ト職工側代表田口  
龜造、土井直作會見折衝ノ結果 會社ハ

意見

争議ノ主謀者タル藪内正俊外五名ヲ解雇ス  
ルコトヲ前提トシテ曩ニ發表セル解雇及退職  
手当ノ増額ヲ爲シ更ニ一ヶ年未滿者ニ對シテモ  
支給スルコト、シテ左記覺見書ヲ手交田端解決  
セリ

記

覺見書

過日來ヨリ會社及従業員との紛争は左の  
條文の如く解決す

一 解雇手当の件

- イ. 六ヶ月未滿は解雇手当を支給せず
- ロ. 六ヶ月以上壹年迄は日給十日分を支給す
- ハ. 壹年以上壹年を増す毎に日給拾日分を